

受益者の皆様へ

ニッセイアセットマネジメント株式会社

「ニッセイ日本株リサーチオープン」**＜愛称：より獲り実獲り＞****繰上償還予定のお知らせ**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、「ニッセイ日本株リサーチオープン」（以下「当ファンド」といいます）につきまして、下記の通り繰上償還を予定しておりますのでお知らせいたします。

何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 予定している繰上償還の理由

当ファンドは2000年7月28日の設定以来、投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ってまいりました。弊社では、当ファンドの運用を改善するため様々な対応策を検討し実施してまいりましたが、期待する結果を得ることができず、純資産総額が長期間にわたり低水準で推移している状況です。また、受益者様にご負担いただく費用等を勘案すると、現在の商品性を維持したまま運用を継続することは受益者様にとってかえって不利益になるものと判断いたしました。したがって信託期間中ではございますが、繰上償還を選択することが受益者様にとって最善であると判断し、信託終了（繰上償還）を行うことにつき提案させていただきます。

2. 今後の日程および手続き

① 公告日	2023年10月26日
② 異議申立期間	2023年10月26日から2023年11月28日まで
③ 繰上償還可否の決定日	2023年11月29日
④ 異議申立受益者の買取請求期間（予定）	2023年12月7日から2023年12月26日まで
⑤ 繰上償還日（予定）	2024年1月25日

○ 公告日現在の受益者は、異議申立期間中に、ニッセイアセットマネジメント株式会社に対し、書面により、この繰上償還に関する異議を申し立てることができます（詳細は「3. 異議申立ての方法」をご参照ください）。

なお、2023年10月26日以降に当ファンドのご購入をお申込みいただき、これにともない取得した受益権については上記の異議を申し立てることはできません。また、**2023年10月26日時点で保有する全口数を既にご解約されている受益者の方**につきましても上記異議を申し立てることができません。誤って当文書がお手元に送付されました場合は、何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

当繰上償還に異議のない場合は、特に必要なお手続きはございません。

- 異議申立てされた受益者の受益権の合計口数が2023年10月26日現在の当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えない場合、当ファンドの繰上償還の実施を決定いたします。なお、この場合、繰上償還を行う旨を弊社ホームページ (<http://www.nam.co.jp/>) にてお知らせいたします。2分の1を超えた場合は、繰上償還は行わず運用を継続いたします。その場合は、繰上償還を行わない旨を、異議申立期間終了後速やかに弊社ホームページにて電子公告し、かつ受益者の皆様に書面にてお知らせいたします。
- 繰上償還が行われる場合、信託終了日（償還日）は、**2024年1月25日**となります。

3. 異議申立ての方法

予定しております繰上償還に対し**異議のある受益者の方は**、下記の宛先に以下の内容を書面にご記入のうえ、**2023年11月28日までに必着のご郵送にて異議を申し立て**ください。

- (1) 宛先 〒100-8219 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命丸の内ビル
ニッセイアセットマネジメント株式会社 投資信託企画部 償還担当
- (2) ご記入いただく内容

- ① ファンド名（ニッセイ日本株リサーチオープン）
- ② ご住所 ③ お名前（記名・捺印） ④ ご連絡先電話番号（日中連絡先）
- ⑤ ご購入の販売会社、取引店名、口座番号*
- ⑥ 繰上償還について反対する旨（例：「上記受益権について、繰上償還に反対します。」）

- ※ 当ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有するすべての販売会社、取引店名、口座番号をご記入ください。
- 上記の記入内容に不備等がある場合には、異議申立てを受付できなくなる場合があります。
- 異議申立ての受益者の受益権口数を確認するため、販売会社に対して口数の確認を行います。なお、その際、必要がある場合にはご本人様の確認のための書類をご提出いただくことがあります。
- 異議申立てにあたり、お客様に関する情報を販売会社、受託銀行（再信託受託会社を含みます）および委託会社（弊社）が共有することにご同意いただいたこととさせていただきます。なお、本手続きにともない取得した個人情報（異議申立ておよび買取請求に関する事務を処理するためのみに利用し、それ以外の目的には使用いたしません）

4. 異議申立ての受益者の買取請求手続きについて

繰上償還が行われる場合には、**異議申立てされた受益者は**、以下の手続きにより、自己に帰属する受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。

なお、異議申立てされた受益者が必ず買取請求をしなければならないわけではありません。繰上償還日まで保有していただくことも、販売会社で通常通りご換金いただくこともできます。

- (1) 手続き手順
 - ① 異議申立てをされた受益者に対し、委託会社（弊社）から「買取請求のご案内」等を発送
 - ② 買取請求必要書類にご記入のうえ販売会社へご提出、またマイナンバー（個人番号）の確認にもなう書類について受託銀行（三菱UFJ信託銀行）へご提出
 - ③ 販売会社／委託会社を經由しての受託銀行への買取請求必要書類の送付
 - ④ 受託銀行での買取請求必要書類の受理
 - ⑤ 受託銀行での当ファンドの信託財産による買取りの実行
 - ⑥ 受託銀行からお客様のご指定銀行口座への受取金額の振込み

(2) 買取請求の相手方

買取請求は、繰上償還に対し異議を申し立てた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

(3) 買取価額

買取りの価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。ここでの公正な価額とは受託銀行で必要書類を受理した日に算出される基準価額とさせていただきます。

- 受取金額は、上記買取価額から振込手数料を差し引いた金額となります。また、このような諸般の手続きが必要となるため、受取金額のお支払いまでには、通常の換金請求よりも日数を要する可能性があります。

(4) 買取請求期間

2023年12月7日から2023年12月26日まで

(5) その他

異議申立期間中、買取請求期間中ともに、繰上償還に異議を申し立てたか否かにかかわらず、販売会社においては通常通り、ご換金のお申込みを受付いたします。ただし、買取請求を行った受益権については、ご換金のお申込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。

5. 繰上償還が決定した場合の購入申込期間

繰上償還が決定した場合、当ファンドのご購入のお申込みの受付けは原則、2024年1月23日までとさせていただきますので、ご注意ください（詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ願います）。

6. 本件に関するお問い合わせ先

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506 (9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

以上

「ニッセイ日本株リサーチオープン」
＜愛称：より獲利実獲利＞
信託終了（繰上償還）に関するQ & A

Q 1. なぜ信託終了（繰上償還）を行うのですか？

A 1. 当ファンドは 2000 年 7 月 28 日の設定以来、投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ってまいりました。弊社では、当ファンドの運用を改善するため様々な対応策を検討し実施してまいりましたが、期待する結果を得ることができず、純資産総額が長期間にわたり低水準で推移している状況です。また、受益者様にご負担いただく費用等を勘案すると、現在の商品性を維持したまま運用を継続することは受益者様にとってかえって不利益になるものと判断いたしました。したがって信託期間中ではございますが、繰上償還を選択することが受益者様にとって最善であると判断し、信託約款に基づいて繰上償還に関する手続きをとることといたしました。

Q 2. 運用を継続することが受益者様にとって不利益とは、どのようなことを想定しているのですか？

A 2. 当ファンドの運用につきましては、これまでパフォーマンスの向上に取り組んでまいりましたが、参考指数である TOPIX（東証株価指数）を下回る状態が継続しております。また、純資産総額が低水準で推移し今後の増加も期待できないこともあり、運用の大幅な改善は難しい状況にあります。そういった状況のなか、お客様に運用管理費用（信託報酬）等を当ファンドで間接的に日々ご負担いただいていることを勘案いたしますと、このまま運用を継続することはかえって受益者の皆様にとって不利益になるものと判断いたしました。

Q 3. なぜ今回のタイミングで繰上償還を行うことを判断したのですか？

A 3. 現在、弊社では原則としてインデックス型のファンドを除き、ファンドの新規設定時にはあらかじめ信託期限（償還日）を設けております。そのため、お客様にとって最善の投資成果をご提供できていると判断するファンドについては信託期間を延長し、そうでないファンドについては満期償還を行っております。しかしながら、当ファンドの設定当時は、信託期限を無期限として運用することが運用会社間において一般的であり、当ファンドも無期限として運用してまいりましたが、結果としてお客様にとって最善の投資成果をご提供できない期間が長期間続きました。運用期間が 20 年超となり、期待する運用改善の結果が得られていないこと、今後お客様にご評価され純資産総額の増加が期待できないものと判断し、今回繰上償還をご提案させていただくことといたしました。

Q 4. 繰上償還に対して、どのように意思表示を行うのですか？

A 4. 繰上償還にご異議のない場合は、お手続きの必要はございません。
ご異議がある場合は、委託会社（弊社）に対して書面にて「異議申立て」のお手続きを行ってください。
「異議申立て」のお手続きについては、同封の「ニッセイ日本株リサーチオープン」
＜愛称：より獲利実獲利＞繰上償還予定のお知らせ」の「3. 異議申立ての方法」をご参照願います。

Q 5. 繰上償還の決定はどのように確認できますか？

A 5. 繰上償還が決定した場合、2023 年 11 月 30 日までに委託会社（弊社）のホームページ
(<http://www.nam.co.jp/>)にてお知らせいたします。

Q 6. 異議を申し立てた受益者の買取請求と通常の換金とは何が違うのですか？

A 6. 買取請求と通常の換金との違いは、次のページの通りです。
なお、買取請求を行った受益権については、通常の換金のお申込みを行うことができなくなりますので
ご留意ください。

≪「買取請求」と「通常の換金」の比較（個人の場合）≫

	通常の換金	買取請求
お申込みできる方	すべての受益者	異議を申し立てた受益者のみ
提出書類	提出書類はありません。	異議申立てをされた受益者に対し、委託会社（弊社）から「買取請求のご案内」等を発送します。買取請求必要書類にご記入のうえ、販売会社へご提出ください。また、マイナンバー（個人番号）の確認にともなう書類について受託銀行（三菱UFJ信託銀行）へご提出ください。
換金・買取価額	換金申込受付日の基準価額	受託銀行（三菱UFJ信託銀行）が必要書類を受理した日に算出される基準価額
受取金額	上記価額 （振込手数料等の費用はかかりません）	上記価額から振込手数料を差し引いた金額
課税関係	換金価額と取得価額の差益に対して、20.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%・地方税5%）が課税されます。 →譲渡所得として、申告分離課税の対象となり、原則として確定申告が必要となります。 ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、申告不要制度が適用されます。	買取価額と取得価額の差益に対して、20.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%・地方税5%）が課税されます。 →譲渡所得として、申告分離課税の対象となり、原則として確定申告が必要となります。 なお、受託銀行による買取りのため、源泉徴収選択口座（特定口座）での取り扱い対象にはなりません。 お客様ご自身での納税手続きが必要となりますので、ご注意ください。
換金代金のお支払い	換金申込受付日から起算して、原則として4営業日目からお支払いします。販売会社のお客様の口座に入金されます。	お客様の買取請求申込日に受託銀行での処理が完了しない場合がありますので、受取金額のお支払いまでには、 通常の換金請求よりも日数を要する可能性があります。

Q 7. 換金申込みの最終日はいつですか？

A 7. 繰上償還が決定した場合、繰上償還日となる2024年1月25日（木）の前営業日の2024年1月24日（水）が換金お申込みの最終受付日となります。

以上

